

平成 25 年 3 月 6 日

消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会  
及び  
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会  
合同会議の申し合わせ

消費者安全調査委員会  
製品事故情報専門調査会  
消費経済審議会製品安全部会  
製品事故判定第三者委員会

合同会議については、下記のとおりとする。

1. 合同会議の名称等について

合同会議の名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議（以下「合同会議」という。）」とし、合同会議の略称は「製品事故調査判定合同会議」とする。

2. 議長と議長代理について

- (1) 合同会議の議長及び議長代理については、消費者安全調査委員会「製品事故情報専門調査会」の座長及び消費経済審議会製品安全部会「製品事故判定第三者委員会」の主査が原則交互に務める。
- (2) 議長は合同会議を統括する。
- (3) 議長代理は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるときには、その職務を代理する。

3. 公開について

- (1) 議事について  
合同会議は、非公開とする。
- (2) 議事録及び議事要旨について  
議事録は非公開とし、議事要旨は合同会議開催後速やかに公開する。
- (3) 配付資料について  
合同会議における配付資料については原則公開する。ただし、個別企業の経営秘密に関する事項や個人情報に関する事項等が含まれる場合、その他の議長及び議長代理が非公開とすることを必要と認めた場合は、非公開とする。
- (4) その他  
公益上、真に必要があると認められるときは、議長及び議長代理の判断により、議事及び議事録等を公開することができるものとする。

4. 運営について

合同会議の申し合わせに定めのない合同会議の運営については、必要に応じて議長及び議長代理が協議の上、運営を行うこととする。

## 消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会運営規程

### (名称)

第1条 本委員会は、「製品事故判定第三者委員会」と称する。

### (組織)

第2条 本委員会は、消費経済審議会製品安全部会（以下「部会」という。）の下に置く。

2 本委員会は、委員30人以内で組織する。

3 本委員会に、特別の事項を調査審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 本委員会に、専門の事項を調査させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### (目的)

第3条 本委員会は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）に基づく製品事故の報告・公表制度が適切に運用されるよう調査審議することを目的とする。

### (活動)

第4条 本委員会は、第3条に定められた目的を達成するために、以下の活動を行う。

(1) 法第35条に基づき報告される製品事故のうち、法第2条第4項で定める「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」と判断した個別の事案について、その判断が妥当であるかを調査審議する。

(2) 法第35条に基づき報告される製品事故を、経済産業省が法第36条に基づき適切に公表しているか調査審議する。

2 消費経済審議会製品安全部会長（以下「部会長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の規定以外に、第3条の目的を達成するための諸活動を行わせることができる。

### (委員等の任命)

第5条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、部会長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、部会長が任命する。

### (委員の任期等)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(主査)

第7条 本委員会に主査を置き、委員会の互選で選出される者がこれにあたる。

2 主査は、委員会の事務を掌理する。

3 主査に事故があるときは、委員会に属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第8条 本委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 本委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。

3 本委員会の議決は、部会長の同意を得て、部会の議決とすることができる。

(委員会の招集)

第9条 本委員会は、主査が招集する。

2 主査は、委員会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び付議事項を記載した書面を委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員に送付しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第10条 主査は、必要であると認めるときは、委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

2 議事に関係のない臨時委員、専門委員は主査の承認を得て、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員、臨時委員が出席できない場合)

第11条 委員及び議事に関係のある臨時委員は、委員会に出席することができない場合であっても、主査の承認を受けたときは、委員会において文書によりその意見を表明し、議決に参加することができる。

2 委員及び議事に関係のある臨時委員は、委員会に出席できない場合であっても、あらかじめ主査の承認を得て定めた代理人を委員会に出席させ、その意見を表明し、議決に参加することができる。

3 前2項の規定により委員会においてその意見を表明し、議決に参加する場合には、当該委員及び議事に関係のある臨時委員の出席があったものとみなす。

(専門委員が出席できない場合)

第12条 議事に関係のある専門委員は、委員会に出席することができない場合であっても、会長の承認を受けたときは、委員会において文書によりその意見を表明することができる。

2 議事に関係のある専門委員は、委員会に出席できない場合であっても、あらかじめ主査の承認を得て定めた代理人を委員会に出席させ、その意見を表明することができる。

(緊急議案)

第13条 委員会に出席した委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ

め通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(部会への報告)

第14条 本委員会の審議結果は、部会に報告する。

(委員会の公開)

第15条 本委員会及び議事録は、原則として、非公開とする。ただし、議事要旨については、委員会開催後速やかに、これを公開する。

(委員会の開催頻度)

第16条 本委員会は、原則、四半期に一度の頻度で開催する。

(庶務)

第17条 本委員会の庶務は、経済産業省商務情報政策局製品安全課において処理する。

(運営規程の改正)

第18条 主査は、委員会の議決をもって、この運営規程を改正することができる。